

了解願つておることと存じますが、先刻の理事会におきまして理事諸君と種々検討いたしました結果、日程第一ないし第三、第五ないし第十六、第十八ないし第二十、以上十八件の各請願は、いずれもその趣旨が妥当と認められますので、採択の上内閣に送付すべきものと決すべきであるとの結論を得たのでありますが、そのように決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。他の請願につきましては採決を延期することいたします。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○早稲田委員長 次に閉会中審査に關する件についてお諮りいたします。先刻の理事会におきまして協議いたしました結果、松平忠久君外二十八名提出の商店街組合法案及び下請関係法案の阿案、及び通商産業の基本施策に關する件、経済総合計画に關する件、公益事業に關する件、鉱工業に關する件、商業に關する件、通商に關する件、中小企業に關する件、特許に關する件、私的独占の禁止及び公正取引に關する件、鉱業と一般公益との調整等に關する件、以上の各件につきまして議長に閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○早稲田委員長 次に閉会中の委員派遣承認申請に關する件についてお諮りいたします。閉会中審査案件が本委員会に付託せられまして、これらに對する審査に當たり、ぜひとも現地調査を行なう必要が生ずることもあろうかと存じますが、この場合には適宜委員派遣承認申請を行ないたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なおこの際の際の派遣委員の氏名、期間、派遣地等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○早稲田委員長 なお参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。閉会中審査案件が本委員会に付託せられ、これらの審査に當たり参考人より意見を聴取したい旨の申し出があり、また委員長の適宜参考人の出頭を求めたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○早稲田委員長 次に電気用品取締法案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので順次これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 電気用品取締法案について若干の質問をいたしたいと思ひますが、その前に電気行政の一般について通産大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

通産省は去る十月十六日にいわゆる電力白書なるものを出されました。前に出した三十四年度の電力白書では、需給が戦後初めて均衡を取り戻した、こういうものであつたと思ひます。それが三十四年になつたと、今度は供給が不足である、こういうふうになつておられます。そうして本年の電力白書では需給に大きな危機がきた、そういうふうになつておられます。そして、その解決のためにいろいろと考へておられますが、その中に大きく考へられることは、電気事業の基本体制のあり方を検討する、もう一つは電氣に關する、恒久的という言葉を使つておりますが、基本法といふことが、恒久的な法律を作る必要がある、こういうことであらうと思ひます。

そこで、まず大臣にお伺ひいたしますが、電氣事業の基本的体制のあり方を検討するといふことは、暗に電氣の再々編成といふか、よく問題になつております。再々編成といふことについて考へがあらはれるようなことが、この電力白書から察せられるわけですが、そういう点についてどのように考へておられるのか、お伺ひいたします。

○佐藤國務大臣 大へん誤解を受けるような事柄でございますが、もちろん通産省といたしましては、ただいま九

電力会社の再編成といふ具体的なことは考へておりません。

○田中(武)委員 考へておりません、こういうことなんです。それが、現に在のあり方で万全であらうとお考へであるかどうかといふことについては、それは万全だと考へておられないと思ひます。それは電力白書がはっきりと物語つておる。よくいわれる言葉でありますけれども、エネルギーを制する者は国を制する、こういう言葉があります。従つて、現在通産大臣としては、ほんとうの試金石ではなからうかと私は思つておる。今日の保守党政

府において電氣と製鉄、これに大きなメスを入れる人が何人あるか。ほとんどないと思ひます。そこを一つ佐藤通産大臣の時代において、この懸案である電氣の事業界のあり方、及び何回か當委員会においても取り上げました恒久立法の問題、これこそ通産大臣が佐藤さんであるからこゝろやつてもらわなければならぬ問題であらう。これは、十年くらい前から法律の問題は出ておるわけですが、ところができなかったわけですね。そういう点について一つお伺ひいたします。

○佐藤國務大臣 電力白書が示しておりますように、大体一三〇程度の電力の需用の伸びであります。今までの計画でまづ事足りるかと思ひます。しかし、最近の需用の伸びは大へん予想を上回つております。そういう結果、電力白書が指摘しておりますように、まずこの暮れですでに相当需給のアンバランスを生じはしないか、そういう心配が出てきております。もちろん九電力会社といふものを引き

受けてやつておられて、しかもこれらの内容等を見ますと、地域的に料金等の格差がある、あるいはまた出力等におきましても、地域的に不足するところ、過剰な場所がある。こういうことなどを考へて参りますと、總体の需給の調整のこともさることながら、さらに地方的にも、これは考慮に値する問題であると思ひます。すでに御承知のように、広域の需給調整はできておりますけれども、料金の格差のありますことは、地方産業発展上におきましても、非常に支障のあるところであります。そういうことを考へますと、やはり根本的なあり方、これではどうか、さらに検討を要するものではないか、こういう議論に発展いたします。これは、これは当然のことであります。そこで通産省が持つております電氣関係法令改正審議会の御意見等もございしますが、もうそろそろ、電氣事業法そのものについても、基本的なあり方を十分検討し、各界の意見を伺ひまして、根本的な考へ方をまとめるべき時期に來ておるのではないか。そういうことを考へますと、まず電氣事業について審議會を設け、そしてその答申を得て進めていく、こういうことが望ましいのではないかといふことが、望まざる考へ方をいたしてあります。

○田中(武)委員 大臣も御承知のように、現在の国民生活あるいは産業の一番土台となつてゐる電氣、これを動かしている法律が、昭和二十七年制定の電氣に關する臨時措置に關する法律、これが中心で、そして一たん失効になりましたものを生き返らすとか、あるいは二回も死んだものを生き返らせている。こういうことで、何とか法律的

が、全然関係ないとは申しません。その辺の立法技術上の点は十分考えたいと思います。

またお話しになりました電気測定法ですか、これなどは最近おそらくいろいろな問題が起きておると思います。従いまして、審議会を作れば、必ずこれらの法令のあり方等につきいろいろな御意見が出てくるに違いない、かように私思います。なおまた事務当局から伺いますと、この測定法そのものは、前大臣は、非常に短期間のうちに提出するようにお話ししたやに伺っておりますが、まだそこまでは私の方ではできておらないようであります。ただいま事務当局に足らないところを補足させたいと思います。

○田中(武)委員 法体系のことについては法制局等の専門家があるから、それにまかすということにいたしましたけれども、私はみだりにいろいろな法律を多く作り過ぎると思います。だから、新しく基本的なものができるならば、そこへ今までのものが入れるべきものは入れていくんだ、そうして法体系を整備していく、そういうことが望ましいということをお願いしたいと思います。

〔委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

さらに電力白書によりますと、今日まで電気関係法令改正審議会ですか、そういうのがあった。ところが今までどういう作業をせられたか知りませんが、今までは、改正を早くしようとか、基本的な法律を作ろうとかいうようなところまで出てきていないと思うわけです。それにかえて今度は電気事業審議会を作って、それを強化してい

絶対にないのが建前なんです。先ほど申しました旧公益事業令の五十三条は「正当な事由」ということが前提になつておりますが、申し込みに対して拒んでならぬということがあるわけですから、そこでこの五十三条の「正当な事由」とはどういうことか、こういうことなんです。それがこの関西電力でいうならば、八項の電気の需給状況あるいは供給施設の状況云々ということになると思うのです。そうすると八項の規定以外に供給を拒むことはあり得ますか、どうですか。

○**通商政府委員** 関西電力の供給規程に従います限り、ここに書いてある場合以外には拒むことはできません。

○**田中(武)委員** それではこの需給関係とか供給施設の状況云々の判断は、たれがするのですか。これは電気会社がするのです。そこに私が今まで何回かこの供給規程について申し上げたように、双務契約でありながら一方的契約になつておる、そういうことになるわけなんです。その電気会社の判断に対して異議がある場合は救済はできますか。旧公益事業令の五十三条では、「正当な事由があるのだから」云々となつておる。正当な事由」とは関西電力の供給規程でいうならば、ここでいう「法令又は」という「法令」ということは、現在のところ一般需用家に対しては考えられない。そうすると電気の需用状況、供給施設の状況等によつてはお断りします、こうなつておる。それではこの断わる原因である需用状況とか供給施設の云々とかいうようなことの判断は電気会社がやるわけですか。そうすると一方的に断わるということですか。そうでしょう。そもそも電気の

供給契約というものは双務契約です。それが独占事業なるがゆえに、この規程によつて申し込むことによつて契約ができる。従つて申込者はこれに従わなければならない。そこに私——ことに独占企業であるのでこの規程そのものがあまりにも一方的である。そういうことは今まで何回か申し上げてきたわけなんです。たとえば今の電気の需給契約を締結するという一つをとつても、そういう問題が起きておるわけなんです。二代前の公益事業局長の当時も、これをもつと検討して下さい、こういつて参つたのです。どのように検討が進められておりますか。

○**通商政府委員** 御承知のように電気の供給規程は料金水準あるいは料金体系といったようなものと非常に裏腹の関係にございまして、それで最近九州電力並びに東京電力が料金の改定を行つたわけがございまして、その際今までの原価積み上げ方式から、いわゆる適正有効な資産に対する八割のフェアラーターンといったような思想から新しい料金体系をとつたわけでありまして、それに伴ひましてこの供給規程も全面的にもう一度再検討いたしました。それでまずその二社につきましても、先生の今御指摘のございましたように独占事業である会社が、一方的に供給を拒否するということは適当でないと考えまして、その二社につきましても供給規程の改正の際に、拒否に際して通産大臣の承認を得るようになつたことに規定いたしました。なお今後各社につきましてもこの方針で逐次直せることは供給規程を直させようということ、現在検討を続けております。

○**田中(武)委員** たまたま九州電力と東京電力は料金改定をした。料金改定すなわち供給規程の改正であります。だからそのときにその二社についてはいわゆる承諾の境界について、拒否の場合には通産大臣の許可を得なくちゃならぬ、こういうことを入れられたが、あの七社はそのままです。これは全部直ちにそうする必要があると思うのです。これだけではない。やるといふいう時間もかかりますが、これを一ぺんじっくりとお読みになったら、いかにも電力会社に対してはどんなことでも文句は言えない、泣き寝入りになるというふうな立て方ですよ。よくもまあこんな供給規程を通産省が許したと考えられるような書き方になっておりますよ。そこで私は一昨年以来、これを直せ、これは法律上の双務契約という觀念から大いに隔つたものであるということを申し上げてきたわけなんです。従つて、二社についてはそういうことを言われたそうですが、それに従つて他の社にも直ちに手を打つていただくと同時に、この件だけじゃありません、損害の賠償の件その他についても、これこそほんとうに一方的です。これは警察や裁判官より電気会社の方が強いんですよ。隣に行つて買いますと言えない問題だから、どんなことを言つても泣き寝入りなんだ。それだけに電気行政の立場から供給規程の再検討をやかましく言つてきたわけなんです。一部においてはそういうようにせられた由ですが、なおそういうことで直ちに手を打つていただきたいということをお願いいたします。

○**通商政府委員** 御指摘もまことにございまして、料金を改定しなくても直せるものがあるわけでもございまして、私どもはかの七社につきましても、今までの料金規程のほかに、内規で会社の中だけでいろいろやつておるといったものがあつたわけでございますが、東京電力の場合にはそういうものをできるだけ料金規程の中に入れておきたいことにし、それから今内規そのものをちゃんと公に示して、こういうことでやつておるのだという、会社が一方的にならないようにという措置をとつておりますが、ほかの七社につきましても、今先生の御指摘の線、特に今まで隠れておつたようなものを全部洗い出してみんなに見えるようにさせると同時に、料金改定しないでも直せるものは全部直すという指導をいたしております。これはその時間がかかろううちに、今おっしゃつたような改正を、料金改正と別にできるものから早急に実現したい、かように考えます。

○**田中(武)委員** 先ほど言つたように、佐藤通産大臣の手で電気の問題の根本的解決をやつてもらいたい。これと同じ意味において、通商局長のもとにおいて——何回か言つてもよろしいんです、あなたも勇気をもって、この供給規程をあまりにも一方的でないように改定を急がれるように、あるいはそういう勧告をせられますように要望いたしておきます。

次に、条文に入りたいと思うのですが、本法の第二条に定義ということが掲げてあつて、この定義は、一般用電気工作物、これは電気工事士法の規定をそのまま入れているわけなんです。そのほかは政令で定めるとなつておる。これだけ見てこの法律でいわゆる電気用品とは何かということが一つもわからぬ。これでわかりますか。

○**通商政府委員** 電気工事士法とあわせて見なければ、何かわからないという点はおっしゃる通りでございます。ただこの点につきましても法制局でもいろいろ検討してもらつたわけでございますが、御審議していただきまして成立させていたいただきました電気工事士法が昨年通つております。大体その工事士法にいう一般用電気工作物というものとこれとが全然同じであれば、せつかくこの法律が通つておるからそれを引用するのがいいのじゃないかと、これはある程度趣味に属するかも知れませんが、確かに先生のおっしゃる通りに、ここでもう少しはつきりこれだけ見てわかるようにというのが、より親切な法律かと存じますけれども、これでもわからぬではないということ、一つごかんべん願いたいと思ひます。

○**田中(武)委員** せつかく審議していただいた電気工事士法がありますからということだけれども、これは先ほど言つたように、安保のときで単独審議です。私たちは審議していません。それでは電気工事士法の第二条第一項をあけて見て下さい。これがはつきりしているかというとはつきりしていません。与党の諸君だけでこういう点をあまりにも法律を知らな過ぎるために、よう審議を単独でやつたかと思う。いいですか「この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するために設置する屋内配線、屋側配線その他の工作物をい

う。」「これはまあいいのです。」「ただし、その措置及び管理に関する事項について法令に特別の定めのある工作物その他の電気に関する保安上支障がないと認められる工作物であって、政令で定めるものを除く。』と、こうなっている。そしてこのただし書きの前段にいわゆる法令に定むる工作物というのは、おそらく鉱山保安法等を指さしておると思う。後段の「電気に関する保安上支障がない」云々ということ、国鉄の電気施設等を指さしておると思うのです。そうすると、あとに残るのは一般用需用と自家用需用です。それでは一般用需用と自家用需用との限界

す。基礎のないことを法律に書いておる。その基礎はというたら、それぞれ会社の思うように変わるといふことなんです。従つて一般と自家用との限界を法律で明記する。そうしない限り、この一般工作物というものの定義が出てこない。しかもそれを援用して、そして政令で定めるところなっている。これはだれが見たって、どんなに頭のいい法学博士が見てもこの条文文を見て、本法でいう電気用品とは何ぞや、これは答えが出ませんよ。鍾誦局長は頭がいいから答えが出るかもしれませんが、一つ答えていただきますまう。

○通詰政府委員 電気工事士法のただし書きに書いてあります法令という中には、自家用電気工作物施設規則、これも入っております。電気に関する主任技術者を置きまして、そうして通産局に届け出るというのをしたものは、これは一応自家用電気工作物施設規則の適用を受けまして、その自分の工場内についての保安責任というものは自分が負う。この届け出のないものは、たとい相当大きなものを使っておりまして、ビルの中であっても工場の中であっても、一応電気事業者が負うということになっておりますので、自家用と一般用とどこが違うかということ、これは電気主任技術者を置いて、そうして私がこれを自家用として責任を負いますということを通産局に届け出るか出ないかということで、われわれは区別しております。

○田中(武)委員 電気主任技術者ですか、片方は保安上の責任を自分で持つものだから届け、そういう規定はありません。ありますが、どこから先は置かな

に、電気主任技術者を置くか置かぬかによって通産省で区別をつけるというのは、実際問題としていろいろその地方によって変わるのではないですか。従ってこれは法律によって一定する必要があると思う。土台がぐるぐる変わる、その電力会社の地方によって変わるというものを一般的法律の事項としていくことはどうですか。それを審議された自民党の諸君はどうですか。

○通産政府委員　確かに先生が今おっしゃった通りでございます、われわれも現行法のもとにおきまして、その電力会社ごとにあまりに基準が違ふということとは望ましくないということ、できるだけ統一するようにという方向で指導していきたいと思っておりますが、先ほどの恒久法というものを決定する際には、当然その中に取り入れまして、こういうものも法律上上げしやつといく方がいいだろうかということ、あわせて審議していただきましたと思います。

○田中(武)委員　電気工事士法を作る

うかと思う。少なくとも二つ、三つ
らしいの基準なり、そういうことを掲
ておいて、そうして政令に委任する
いうのが立て方じゃないですか。す
てを政令に委任するといふような法
は、法律としてはあまりいいと思わ
い。そういう点につきまして私は第
条は修正したい、こう思うくらいな
です。そこで政令で定める場合の基
というものを、少なくともきめる必
があると思う。あるいは一定の形で
何とか、こうとか何か基準を作らな
ちゃいかぬのです。この二条はでた
めであり、これによって電気用品と
う解釈は出てこないということをお
めになりますかどうですか。

○通詰政府委員 この二条の政令を定
めます際には、当然第一条の目的に
ざいますように、「粗悪な電気用品によ
る危険及び障害の発生を防止するこ
を目的」としておきますので、この地
に沿いまして四十九条だったと思ひ
すが、公聴会を開いて品目をきめるし
いうことになっておりますので、この

くげととべな二ん準要く
公聴会に来る人で、テレビの部品の一
一をわかる人がおりますか。あなた自
身が電氣を担当されていて、それは重
工業局の方が知らぬけれども、テレビ
に、なんぼ部品が入っているか知って
いますか。

○通詰政府委員 テレビの部品の数は
あとから調べてお答えいたします。た
だ今申し上げましたように、第一条の
目的に即してやるということで、第二
条の政令は十二分に効果を發揮し得る
のではないかと考えております。

○田中武吉委員 第一条は、粗悪品に
よつて危険、障害が発生することを防
止する、こういうことなんです。これ
は事実そうかどうか知りませんが、こ
のごろの火災は、多く漏電その他から
きている。こういうことで消防法改正
に関連して、工事の問題と用品の問題
が出てきた。それにのつとつての改正
なんです。だから、第一条の目的はそ
れでいいのです。しかし第一条を見て
今度は二条を見た場合に、これが入る
のか入らぬのか、こういうことが出て

目的に沿ってどういうものを選ぶの
一番いいかということ、を各方面の御意見等も徴しまして、一番いい政令を佐りたいと考えております。

○田中(武)委員 四十九条に「政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き」という規定はあります。しかし公聴会といつたって何かの基準がなければ、わあわあ言うて済んでしまふと思う。具体的な品目について公聴会を開くというけれども、少なくともその具体的なものを出す基準というものが少なくないかぬ。それはどう考えておられますか。公聴会できめるといふたつて、何をやるか。

100

ふて、こにても何あとの 作思が

こないですよ。たとえば、テレビの中にあるブラウン管はどないになるか、あるいは小型のトランスはどないになるか、抵抗器は何ボルトで限界をつけるのか、こういうことになってきたら、わからなくなってしまう。

○**通詰政府委員** 御承知のように、大體今の規則では十一品種ばかりに区分して、百二十二ばかりのものがぎめられておるわけでございますが、その後いろいろ新しいタイプのものも出てくるといふようなことから、現在われわれとしては、一応二十程度にまでふやす必要があるんじゃないか、こういうふうにも考えておりますが、スイッチ、ソケット、それから接続して用いられるモーター、電熱器、アイロンといったもの、あるいは電線類というものを、現在も規定しているわけでございますが、大體そういうものが粗悪品でなくれば、一応いろいろな障害あるいは危険ということはなくなり得るんじゃないか、そういうふうにも考えておりますが、とにかく相当複雑なあれになりますから、たとえば例示するといふことにいたしましたも、適切な表現方法といふことは非常にむずかしいでございます。大體ここにございませう。

「一般用電気工作物の部分」となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料」といふものの中で、特に粗悪であることによつて、障害あるいは危険といふものを除去するにはどういふものに限るかというものは、現在の技術水準なりあるいは機械の種類なりというものから、どなたが見てもほぼ妥当だといふ線がおのずから出てくるんじゃないか、そういうふうな考え

ておりますが、念のためにさらにこれに、おのづから等々の御意見を伺つて、障害を除きたいと考えております。

○**田中(武)委員** おっしゃる通りに、現在電気用品取締規則がある。それをこの法律に若干書きかえて持つてきた。こういうような規定をして、あなたわかつたような規定であるが、私の言ひは、例示規定だといふて、品物の名前を書けと言つてはいない。少なくともボルトくらいは規定しなければおかしいんじゃないか。これによつてボルトといふことが限界になると思ふが、家庭用品といふものは、大體ボルト、地区によつては百十ボルトとかありますが、そういう点くらいは、少なくとも基準がなくちゃいかぬと思ふ。

○**通詰政府委員** 今たまたま例示として、百ボルトといふたようなお話もございしますが、お手元に配付してございます。現行の規則にも明らかなように、ボルトにきまつても、百ボルトのものもあればあるいは六百ボルト、二百ボルトのものもある、いろいろございします。大體現行の規則といふもので定められております形式を踏襲するといふことで、その後技術の進歩その他から出てきた新しいタイプのものを加味して、政令段階で一つはきまつたものをきめていきたい、そういうふうな考えております。

○**田中(武)委員** 政令ではつきりきめてもらわなければ困ることは当然なんです。二条を見ただけでは、ほんとうにびんとこないわけなんですよ。だから修正、こう言ふのもどうかと思うので、とにかく本法に手抜きがあるといふことを考えていただくと同時に、

に、それだけに、政令を制定及び公職に諮問する場合の基準といふものを、はつきりしなければいけません。そのときに、その政令あるいは公職等に示される基準、これを一応われわれに示してもらいたい、このように思ひます。

○**通詰政府委員** せっかく新法を作つていただきますので、これはあくまでもいいものにしなさいと思つております。から、先生のおっしゃいましたような御趣旨につきましても、われわれも政令の基準になるような事項を、できるだけ早く検討したいと思つております。

○**田中(武)委員** それでそういうものを、資料が何かにして、ちよつと見せてもらふといふのが……

○**通詰政府委員** 国会の御承認がなければ、この政令が出せないというやうなことであります。せつかくこれを作つていただきます。政令がまたおくれるといふことになるかと思ひますが、そういう基準ができた際に、とにかく先生方にお目にかけて、そしてその御了承を得た上で次の段階に進めるといふ事務手続、これは私が責任を持つて遂行したいと思ひます。

○**田中(武)委員** 私は、民主主義の基礎である三権分立を侵そうとは思ひません。すなわち、政令は行政権によつてきめられるわけですから、国会の承認がなければ、政令はきめられないといふやうな性格じゃない。それだけに、政令に委任するときは、ある程度法律においてはつきりとしたところを押えておく、これが私は立法院の任務だと思ふ。それから見たときに、この条文はどうも抜けている。そういう意味において、政令を定めるにあつて、国会の承認がなければだめだといふやうな意味で言つておられるのじゃないのです。この二条を補足する意味において、どういふことを考えておられるのかといふことを示してもらいたい、こういうことです。なおそのときに、われわれの言うことは、政令を束縛はいたしません、しかし、十分意見を尊重する、このくらいの答弁があつていいと思ひます。

○**通詰政府委員** 御趣旨の通りに措置したいと思つております。

○**田中(武)委員** 従来の電気用品取締規則と本法との、おんなじいところはありますか。

○**通詰政府委員** 大體大きな点で、四つばかり差があると思つております。第一点は、従来ございせんせんでした販売規制といふこと。それから第二点は、指定試験機関といふものを作りまして、そこにも試験をやらせて、その試験合格者はよろしいといふことで、事務の促進をはかつたといふ点。それから第三点は、従来期限がございせんせんでした型式認可の効力、これを有効七年間としたといふこと。ございせんせん。それから第四点は、現在内規でやつておつたやうないろいろの基準を、できるだけ省令に取り上げましてはつきりそこに載せる、大體大きく分けるこの四つであります。

○**田中(武)委員** それらの点について、逐次御質問いたします。まず二十四条ですが、認可の有効期間、これを七年としたこと、こうおつちやつたのですが、七年とすることに、何らかの根拠があつて七年にしたのか、ただでたらめに七年にして、それは五年でも三年でもいいのか、十年でもいいのか、こういう点はどうです。

○**通詰政府委員** これは、いろいろ技術の進歩等ございせんせん、使用環境の変化といふやうなものもございせんせん、それに應じて随時基準への適合の義務といふやうなものも変わつてくるんじゃないか、こう思ひます。しかし、それではこれをあまり短かくするといふことになる、たとえば事務能力としてその傾にたえなくて、せつかく認可しようと思つても認可がでなないために、品物が製造もできない、また、それを使う方々にも非常に迷惑をかけるといふやうなことになる。かといふて、この日進月歩の際に、十年といふのは、少し技術水準に飛躍があり過ぎるのじゃないかといふことで、それでは五年がいいか、七年がいいかといふことは、これは確かにいろいろ問題もあるかと思ひます。七年が絶対的だといふものではないと思ひますが、大體電気試験所の能力、あるいは指定試験機関の能力といふやうなことを想定いたしまして、毎年々々出てくる新しい型式の認可といふものが円滑に処理でき、しかも技術水準にどうにかあまり時代おくれにならないで、歩調を合せていけるという期間として、七年くらいが適当じゃなからうかといふことでございます。

○**田中(武)委員** 日進月歩と言ひますが、今日デザインその他一番変わりつたのは弱電関係とそれから自動車なんです。今晴海でショウをやつておりますが、自動車は御承知のように毎年ちよつとしたところを変えて、五年目くらいに大改造をやつておるので

す。電気器具は大体半年、早いところ
で三カ月くらいで変えるのです。もち
ろみデザイン等の点だけにどまるこ
ともありますが、しかしたとえば電気
洗濯機を一つ見ても、五年前のもの
は話にならぬほど変わっているのだ
よ。そういう点からいって、私は七年
というのにはあなたが今おっしゃった
ところからいって長過ぎるのじゃない
か、むしろ五年でいいのじゃないか
感じを持っているのですが、これは五
年なり七年といつても押し問答にな
ると思うが、私はそういう点から七年
は長過ぎるという見解なんです。

○**逓詰政府委員** 今のはデザインのお
話でございましたが、デザインは変わ
りまして、構造、性能あるいは材質
という基本的なものにあまり変
わりはないと思います。一応七年で発
足させていたしまして、実際に運用
して確か七年じゃおそ過ぎるという
ようなことでございましたならば、さ
らにあとで修正なりというように
についても検討していただきたいと思
います。今のところは検査能力その
他から見まして、大体七年がよろし
う合ったものとしておきめ願いたい
というふうに考えております。

○**田中(武)委員** 五年なり七年とい
つても押し問答になるから、一応私は制
定にあたって七年は長過ぎる、こうい
う主張だけはしておきます。

次に第五章、指定試験機関の關係で
ございますが、その三十一條に指定の
基準というのがあります。その第三
号で、民法三十四條、すなわち公益法
人を指定しておられる。これと同じ考
え方がデザイン法にも、輸出検査法に
も出てきておるわけなんです、この

民法三十四條による法人、これに限定
せずに、もっと広くやらしたらどう
か。たとえば東京都にある電気試験所
というふうな公共施設があるわけで
す。そういう点についてはどうでしょ
うか。

○**逓詰政府委員** あまりたくさんさんの試
験機関というものを設けまして、そこ
に出てくるような試験の回数といった
ものが経済単位にならないということ
になりますと、せっかく機関を作りま
しても十分に運営できない、そういう
ふうなこともございます。それでた
だいま東京都のお話もございましたが、
東京都その他行政機関は、それぞれ本
来の行政目的といったものを持ってお
られる。それでせっかく出した以上は
十分な人員その他を整備して、政府の
行ないます検査と全然同じような基準
で十分やれる能力があるというもので、
それからこれは経済的に独立採算制で
やらしていきたく思っております。と
で、あまり数をたくさん作りまして、
経済的にペイしない、経費倒れになる
という点を考えまして、とりあえず
は公益法人というものの中で、特に能
力のあるものを区分ごとにないし場
合によっては二指定するというような
格好で発足したいと考えております。

○**田中(武)委員** 先ほど言ったよう
に、輸出検査法の十六條、輸出品デザ
イン法の二十二條、本法の三十一條に
同じような規定があるわけなんです。
しかし民営公益法人、こういうと聞
えはいいのですが、民法三十四條によ
る法人は、寄付行為によって成立する法
人なんです。従って大口寄付者の発言
権が強い。従って大口寄付者の横暴と
いいますか、そういうことがまかり

通るのです。現に機械金属検査協会が
本年春トランジスタ・ラジオの汚職
を出したということも御承知の通りで
す。従って名前は公益法人といえどい
いのですが、その内容を見ると、全部
とは言いませんが、大口寄付者の発言
権が強過ぎるというところに私は問題
があると思う。それもいいが、それよ
りいゆる公共施設がある場合は、そ
れなんかを使つた方がいいのじゃない
か、こういう意見を持っておるのだ
です。

○**逓詰政府委員** 機械金属検査協会の
件は、私も思つておりましたが、われわれ
は、私どもとしてはなほ申しわけ
ないと思つておりますが、われわれと
いたしましては、現在御承知のように
電気協会あたりで、測定法の關係であ
ります。計器の検定等をやっております。
あそこあたりに若干の機械器具
を整備させるということにしまして、
人員を増員するということをしていま
したならば、大体この電気試験所の下
請として仕事をやらせるのに適するの
ではないか、そういうふうな考えられ
ておりますし、また現在考えられてお
ります試験をしなければならぬ件数
といったものに對比いたしまして、大
体この程度で十分やり得るのではない
か、そういうふうなことから本法の成
立の当初にあたりましては、こういう
公益法人だけでスタートさせてみたい
と考えておるわけでありまして。

○**田中(武)委員** 指定試験機関につ
いては、これは先ほど言ったようにす
でにデザイン法とか輸出検査法に前例が
ある。従つてその構想をそのままここ
に入れてきておられるわけです。しか
したままこれを作つておつた当時
に、トランジスタ汚職が出たわけで

す。こういうときに今までのあり方を
検討し直して、この法律では違つた構
想も入れるべきではなかつたか、こ
ういふ感じがしたので申し上げておる
わけです。

それはさらにこの指定の基準です
が、たとえばその指定機関の設備をど
の程度のものに考えておるのか、ある
いは人員はどのようなものであるの
か、こういうことについてはどう考え
ておられますか。

○**逓詰政府委員** 大体今考えておりま
すのは、約四十人の陣容で、施設關係
は一億五千万円程度の検査施設を整備
させるということを考えております。

○**田中(武)委員** この件も今言つてお
るように私としては問題があります。
情性で、今までそういうことで法律も
制定され、動いておるから、今度もそ
れに右へならえをするのだというよう
な立て方。これは先ほど言ったよう
にデザイン法の二十二條輸出検査法の
第十六條とこれはほとんど同じ規定に
なつております。従つて、あとの罰則
も同じようなことが書いてあります。
そこに私は、あなたの方の仕事のマン
ネリズムがあると思う。たまたま先ほ
ど言ったようなああいう汚職というよ
うな事件があつたのですが、実際は公益
法人といつても、これは裏は大口寄付
者によつて振り回されておるところが
多いわけなんです。そういう点を見て新
しい構想を立てるべきではなかつたか、
こう思つたのであえて申し上げたわけ
であります。

ちよつと戻りますが、二十七條の先
ほど言った「販売の制限」の問題です
が、この販売というものは新品を指さ
しておる。それならば、再生品とか

あるいは改善をした修理品、手直しを
した修理品、こういうものについては
販売規制からのがれるのかどうか。
○**逓詰政府委員** 店で売る限りは、こ
れはちゃんとした検査のマークがつ
いておらなければ売れないわけであり
ます。ですから、最初のものがちゃんと
デー・マークがついておる、それをい
ろいろ修理してそしてまた売るとい
うことであれば、一番最初にそのチ
ーム・マークがついておる限りは、これ
は一応本法では売つてもよろしいとい
う格好になっております。

○**田中(武)委員** 本法の目的とする
ところは、電気による災害防止を第一の
目的としておるわけなんです。ところが、
やはり一番問題になるのは、その再生
品とか修理品、ことにしろ、うと、の修
理、こういうものが一番問題になるの
です。ところが、そういう点について
何らの規定がないわけなんです。本法の目
的とするならば、災害防止を第一の目
的とするならば、一番事故を起こしや
すいと考えられるし、うと、の修理品あ
るいは再生品、そういうことに何らか
の配慮をなすべきであるとともに、も
う一つは、電気知識の啓蒙であります。こ
れに対して、一体この法の目的達成の
ためにどう考えておられるのか、お伺
いたします。

○**逓詰政府委員** 御指摘の通りの穴と
申しますか、そういうことはこれはあ
るわけでございますが、われわれとい
たしましては、この法律を成立させる
というときには、この法律を成立させる
によくPR等も徹底させるということ
をして、そして災害を防止すること
に努めたい、こう思つておりますが、

あるいは改善をした修理品、手直しを
した修理品、こういうものについては
販売規制からのがれるのかどうか。

修理業者を取り締まるあるいは個人修理を取り締まるということになりますと、これはちよつと目の届かないようなところでやられる行為でございまして、法律上それをどういふふうなことでやるか。たとえば個人がたまたま修理して、その修理が悪くてかえって危険の度を増したような格好にして、いろいろ災害を起こしたというようにすることもあり得るか存じます。しかし個人修理はやつちやならないというようになことも、これは場合によつては行き過ぎになるのではないかと一いつ何かございまして、できるだけ一いつ何かものを直すというときには、電気の知識のある工事屋さんなりなんなりに直してもらつたということは今後奨励する。個人がヒューズを取りかえるぐらゐのことはいいでしょうが、接続コードのような場合は専門家にまかすというようなことで、電気の安全をお守り下さいといったようなPRを、この法律と並行してやることによつて防いでいきたいと思います。

○田中(武)委員 意見を申し上げると、ごもつともだ、こういう答えをされる、それより言えなくなつてしまふのですが、今おっしゃる通りに、もちろんしろうと修理、個人修理を禁止するといふようなことはできません。しかし一番問題なのはしろうとの修理だと思ふ。それと、電気知識のない者が電気用品に手を触れておられますか、ともかく買つてきて、勝手にやっておること。これは法律ではきめられぬかも知れませんが、いわゆる電気についての一般知識の普及、指導、こういうことが私はこの法律の目的達成のためには非常に必要じゃないかと思

う。そういう点が一いつと、さらにこの再生品等については、何らかの規定があつた方がいいんじゃないか、こういう気持ちもするのですが、そういう気持ちがしておるといふことを申し上げておきます。政令等を定めるときには、そういう点も考慮してもらいたい、このように考えます。

そこで、一例をあげますならば、たとえば動力用のモーター、それに電熱器、電熱器なんかしろとが直します。ところが、これがあふないので、それが現在野放しになつておる。それから、現在では電球がワック外になつておる。この電球を一体指定製品とするのかどうかというところに疑問がある。さらに、現在適用除外となつておる放電管、これはおそろくこの規則ができてから後にできた新しい製品だと思ふのですが、すなわちネオンとか螢光灯、こういうものについてどう考へておるのか。こういうような電気用品を一つ一つあげるとたくさんありますが、一、二代表的に申し上げて考え方をたしたいと思ひます。

○通詰政府委員 ただいま電球のお話等も例としてお引きになつたわけですが、電球からたとへば火事を起こしたといつたような例も確かにあるようにございまして、しかしこれはむしろ、電球が悪いのじやなくて、電球を非常に燃えやすいものになり、密着させたといつたような取り扱ひ上の不注意といつたものによるものが大部分じゃないか、そういうふうな考へておられて、今のところ電球そのものはこの対象からは除いておるの、でございます。

に、現在も入つておりますし、今後とも電熱器は当然入れていきたいと思つておりますが、ただ、先ほど御指摘の修理といふことになりまして、それから災害を起こすといふ点は、この法律では救へませんので、これは今先生の御注意のありましたように、電気に関する生兵法をやめるようにというふうなことにつづいてのPR等もよく進めることによつて、災害を防いでいきたいと考へております。

それからネオン等につきましては、電気工事士でなければ取り扱へないといふことにいたしました。この電気の知識のある人間に扱わせることによりまして危険を防止するといふこと努めていきたいと考へております。

○田中(武)委員 螢光灯と動力用モーター。

○通詰政府委員 螢光灯も大体われわれは電球と同じように、そのものが悪いのじやなしにむしろ、その扱い方が悪いといふことにあるのじやないかといふ気がいたしますので、一つあまり電球あるいは螢光灯を粗末に扱ふぬように、どこにでも置かないようにといふような啓蒙宣伝に努めて参りたい、そういうふうな考へております。

す。一番国民大衆が接するのは、この電球と、今日では螢光灯といひますか、灯火用の器具なんです。それにいつてやはり何らかの規制は必要じゃないか、こういう感じが私はするので、電球がさわつたつて別に火事が起こるわけじゃないのですが、一番製造の面において粗悪なものが出ておるのは電球なんです。

○通詰政府委員 これはお手元に差し上げてございます資料の中に多分あると思ひますが、たとえば三十三年度の消防庁の統計等から見ても、電灯関係で火事を起こしましたものは大部分が可燃物に接触してゐるということとございまして、使用不適当といふのも大体それに準ずるようなことではないかと考へられますし、災害防除といふ点から申しますと、電灯そのものが非常に粗悪だったために事故が起こるということはあまりないのではないかと考へられますが、ただ、ただいまのお話もございましたので、われわれもいたしましては、中で政令をきめるといったような際に、今のところはそれでいいのじやないかという気持ちを持っておりますが、御注意もございましたので、さらによく研究したいと思ひます。

取り扱ひ方が出ておるわけなんです。そして五十二条によつて今度最終的に文書をもつて決定して、その写しを異議の申し立て者に送るものとなつてゐる。この五十二条の決定に不足のある場合はどのような救済方法がありますか。進んで私が言うならば、これも一つの行政処分であるから行政訴訟の対象になるのかどうか、そういうことです。

○通詰政府委員 お説の通り行政訴訟で解決していただくということになります。

○田中(武)委員 次に五十三条の手数料、これが従来から見るとだいぶ上がつてゐますね。これは物が上がつてゐるから上げたんだ、こういうことだろうが、この上がることについての適正であるかどうかという点と、もう一つはこの手数料の上がつた分による増収分は指定機関の収入になるのかどうか。

○通詰政府委員 これは今まで電気試験所をやつておりましたものを実費計算いたしましたので、そして大体きめたのでございます。

この収入は、今お話のございましたように、指定試験機関でやる場合には、その収入になるわけでありまして、○田中(武)委員 四千元、四万円、あるいは三百円、二十円というふうなことがありますが、私も一々これが実費計算でございまして、私どもよく知りません。ともかく値上げムードの中であるのかも知れませんが、手数料が大幅に値上がりしてゐるといふ点だけを指摘しておきます。

次に五十六条の権限の委任ですが、これは通産大臣は、政令で定めるところによつて通商産業局長、または都道

府県知事に委任することができるとなっているが、その中のどの部分を知事に、どの部分を通産局長に委任するのか、こういう分配はどうですか。

○通産政府委員 たとえば第三条の登録でございいますとか、メーカーから報告を聴取する、あるいはメーカーの事業所を立ち入り検査をするといったようなものは、通産局長を予定しております。都道府県知事に委任するものもいたしましては、販売業者に対する報告聴取、あるいは販売業者の店頭に立ち入ってデー・マークのついていないものを売っておるかどうかということについては、都道府県知事に委任したいと考えております。

○田中(武)委員 知事に委任するという法律の条文はわかりません。通産局長に大臣の権限の委譲は特に法律で定める必要があるでしょうか。これは内部的に地方においては、通産局長は常に通産大臣の命を受け、その代理者として地方の行政をやっておるのと違うのですか。

○通産政府委員 今までは大体内部委任という格好で特に法律を用いずしてやってきたわけでありましたが、最近行政管理局あたりの一般的な方針といったようなものから、こういう権限の委任というふうなものも、できるなら法律にはつきり書いて、どこまでが本省権限であり、どこからどこが地方庁にまかしてあるのだといったものを書けるものは書けといったような、一応行政管理局の方針等もございしましたので、この法律案もそれに従ったわけでありました。

○田中(武)委員 そうすると今まで

は、特に通産局長に通産大臣が委任するということは内部問題としてできておったが、全体として各省ともこういう行き方になるのだ、そういうことですか。

○通産政府委員 その通りでござい

○田中(武)委員 この法案は通常国会に出て廃案になって今度出たわけなんです。従って予定としてはこれでも本年度ですが、初めから実施することになっておる。先ほどから言っておることに基づく災害防止のための監督、あるいは大衆に対するPR指導、こういうことが必要になってくるわけでありまして、従って本年度予算において本法制定に伴うものとして特に予算を増額したような点がありますか。

○通産政府委員 従来は大体電気用品取り締まり関係で三十五年度は三十四万円でございしましたが、三十六年度は本法の成立を見越しまして中央で四十八万、地方で八十六万、合計で百三十四万五千円、百万円ばかりふえております。

○田中(武)委員 それは百万円程度の旅費ということなんです。旅費が入っておる。人員はふえていないわけですか。そういうことではほんとうに本法の目的達成のための指導監督ができるかどうかというところが疑問なんです。従って本法案を忠実に実施するために、人員、予算等をもっと考えなければならぬのではないかと。本来通産省を含めて日本は法律をよく作り過ぎる。法律の面からいけば大抵のことは間に合うようになっておる。作っておいて忘れてしまつて、それを使わないというのが多いわけです。やはり法律を

作る以上はそれに見合う人、あるいは予算が必要なんです。それでなければ法律の理想は達成できないわけですから、そういう点において、人員、予算等について本年度は無理として、来年度からはどういうふうに考えておられますか。

○通産政府委員 役所自体の人員の増加は今のところ考えてございません。ただ御承知のように各地方にそれぞれ関係官庁のほか、電力会社とか電気用品のメーカー、販売業者といったようなものを網羅いたしました電気安全委員会といったようなものがございまして、電気から起こるいろいろな災害あるいは障害といったものの除去に從來も努力してきたわけでありまして、われわれは各通産局をさらに奮励いたしまして、電気安全委員会を、もっとも積極的にやらせるといふことで、官民あげてPRに努めて、電気から来るいろいろな被害あるいは障害の除去に努めていくようにしたいと考えております。

○田中(武)委員 まず法律を作つてそれが空文化しないように、十分その目的を達成するような措置を望むということでおきたいと思ひます。次にいわゆる指定商品が何かということとはつきりしませんが、それをしてした場合に輸入品と国産品の扱いが違ふ。輸入品は型式認可だけであり、国産品につきましては登録、そして型式認可というように二重になる。現在輸入が多過ぎるというように、そういう問題になっておるときに、そういう輸入品と国産品とをままたき扱いにすることについてはどうですか。

○通産政府委員 実際に使用者の方に

関係がありますのは、型式承認を受けてこれでよろしい、安全だというものが流通するかどうかというところが使用者に關係がある。登録の方は、そういう電気器具を継続して製造することができるだけの物的設備、能力を持つておるかということをおろそかにしてしまつて、確かにここなら一応作ろうと思へば作るだけのものがあつたというところで、もしこれをやりませんと、結局申請が出てくるたびにその構造、台数、性能というものはいいけれども、ところでお前は一体作るだけであつたのかということをお、一回々々見なければどうも安心いかないというふうなことになるので、むしろあつたかじめ登録しておいて、そこは物的には能力があるのだということを確認してやるということ、その上に製品をいよいよ具体的に作る場合型式認可を受けるので二重の手間だということには、われわれとしてはならないのではないかとこのうに考えております。

○田中(武)委員 いわゆる輸入品については外国のメーカーですね。こういう扱いは、これが日本のいわゆる登録メーカーと同じ以上の設備、能力その他を持っておるんだという前提に立っておられるわけですね。

○通産政府委員 外国の事業者は全部日本の登録メーカーと同等あるいはそれ以上だということをやつたのではございせん、ただ結局入つてくるものがちゃんと一定の型式の検査に合格して、これならばよろしいというところを確認した上で流通させるわけでありまして、向こうに日本の登録業者よりも大いに敬意を表して優位を

認めたというふうなものはございせん。

○田中(武)委員 外国のメーカーを日本の法律によつて登録せよということではできない、従つてやむを得ないと思ふが、何か受けたときには一方には二重の束縛がある、一方は一つで済んでおる、こういう点には若干の疑問を持つたので申し上げたのであります。それから昭和三十五年四月二十八日に、行政管理局監察局長から公益事業の指導監督業務に関する監察結果についてというものが出ております。その中の5に「型式承認後の品質管理について」という項目があるわけであつて、それが私先ほど申しましたように、一度型式承認をしたならばそのあとは修理、再生をしてもまかり通るといふことも関連してくると思ふ。従つてこの行管からの監察結果についてどのように御検討になったかをお伺ひいたします。

○通産政府委員 今度の法律に型式を維持しなければならぬという義務、それから各製造の事業場に立ち入つて検査ができるといったようなことを法律上規定いたしましたので、安全を期することにはいたしております。

○田中(武)委員 五十七条から罰則が始まつて六十一條にあるのですが、この指定機関の役員または職員が次の各号のときには三万円以下の罰金、こうなつております。これはいわゆる指定試験機関の役員または職員に対する形式的な犯罪というのか、そういうものに對する規定だと思ひます。これは先ほど言ったデザイン法あるいは輸出検査法もこれと同じような形のものになつ

ておる。そこでこれはこれでいいとして、指定試験機関の役員または職員は刑法でいう百九十七条以下の瀆職罪の一般公務員としてみなしているのかどうか。

○**樋詰政府委員** 一般公務員とみなして考えております。

○**田中(武)委員** これで私の質問は終わりますが、しかし質問を通じて、たとえば商品指定の問題あるいは指定検査機関の問題あるいはしろうとの修理、再生品あるいは一般の啓蒙運動その他いろいろと指摘いたしましたが、そういう点について十分に政令のときに考えていく、あるいはまた十分に予算、人員等確保してPRに努める、そういうふうにしてもらいたいと思ひます。

さらに私個人としては、たとえば二条とか二十四条とか等々についての修正意見を持っておりますが、これはそういう意見を持っているという程度にして、終わりたいと思ひます。

○**長谷川委員長代理** 本日はこの程度にて、次会は来たる三十日月曜日、午前十時より理事会、同十五分より委員会を開会することにいたします。

これにて散会をいたします。

午後零時四十六分散会

〔参 照〕

請願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十一月二日印刷

昭和三十六年十一月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局